

余裕期間（任意着手方式）設定工事試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間（任意着手方式）を設定する工事を、栃木県が発注する建設工事において試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）余裕期間 労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、契約日の翌日から工事着手の期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事着手日）となる日の前日までの期間
- （2）実工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事着手日から工事完成日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）
- （3）工事着手期限日 発注者が設定する工事着手の期限となる日
- （4）任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事着手日を選択できる方式

（対象工事）

第3条 余裕期間を設定する工事は、競争入札による工事のうち、発注者が余裕期間を設定することが有益と認める工事とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象工事から除外するものとする。

- （1）標準工期（実工期）の日数が60日未満の工事
- （2）工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていない工事
- （3）債務負担行為又は継続費を設定しておらず、かつ標準工期（実工期）の日数に発注者が示した余裕期間を加算した日数が、年度内に収まらない工事
- （4）緊急性のある工事
- （5）その他、発注者が余裕期間を設定することがなじまないと判断する工事

（工事着手期限日及び工事着手日）

第4条 工事着手期限日は、対象工事に係る契約日の翌日から起算して60日とするものとする。

2 発注者は、工事着手にかかる期限等をあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

3 受注者は、契約締結までに、工事着手日（土日祝日は除く）を定め、工事着手通知書（別記様式）により発注者に通知するものとする。なお、契約締結日以降、特別な事情がない限り、受注者の都合による工事着手日の変更はできないものとする。

（前払金の取扱い）

第5条 対象工事に係る前払金は、工事着手日の14日前から請求できるものとする。ただし、工事着手日が契約締結日から14日に満たない場合には、契約締結日以降請求できるものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第6条 余裕期間内における当該工事現場の管理は発注者の責任により行うものとする。

2 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

(技術者の取扱い)

第7条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

(経費の負担)

第8条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。